

議案第 78 号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議について

平成22年4月1日に設置された岩手北部広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、岩手北部広域環境組合に係る次の事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するものとする。

- 1 常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給に関する事務
- 2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務

平成22年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手北部広域環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合
宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合
一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
大船渡地区消防組合	紫波、稗貫衛生処理組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
北上地区広域行政組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区消防組合	岩手県市町村総合事務組合
岩手中部広域水道企業団	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合	岩手県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、岩手県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

岩手北部広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させるとともに、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。